



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年1月17日金曜日 第1423号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	23
医療機関の指定.....	26
指定医療機関の名称の変更.....	26
指定医療機関の廃止.....	26
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	27
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	27
町営土地改良事業の施行の同意（4件）.....	27
村営土地改良事業の施行の同意.....	27
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....	28
保安林の指定の解除.....	28
道路の供用開始（県道丹原小松線）.....	28
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	29
道路の区域変更（一般国道197号）.....	29
道路の供用開始（"）.....	29
道路の区域変更（県道西土佐松野線）.....	30
道路の供用開始（"）.....	30
道路の区域変更（県道久良城辺線）.....	30
道路の供用開始（"）.....	30
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（4件）.....	31
開発行為に関する工事の完了.....	31
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	32

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....32

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....32

雑 報

公示送達.....32

平成14年度行政書士試験合格者の公示について.....33

任 免 辞 令

岐本博紀.....33

公営企業任免辞令.....33

告 示

○愛媛県告示第64号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社間組

東京都港区北青山二丁目5番8号

代表取締役社長 大和 文哉

2 事業場の名称及び所在地

新辰野トンネル建設工事

間・一若共同企業体

宇和島市三浦西 881

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 バッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり25立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後28日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続使用	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 5,000
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2 最大 4	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後28日

使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	物理処理		
処理施設の型 式	沈殿槽		
処理施設の構 造	鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 1.0メートル 横 1.5メートル 高さ 1.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり1.5立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	断 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	4時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 5,000	通常 200 最大 500
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4

備考 処理後の汚水等は、全量再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後28日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種 類	物理処理 + 化学処理
処理施設の型 式	凝集沈殿 + pH調整
処理施設の構 造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 10メートル 横 6.5メートル 高さ 3.524メートル

処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 180 最大 560	通常 180 最大 560

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 180 最大 560	

○愛媛県告示第65号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び保内町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大成建設株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
代表取締役社長 葉山 莞児
- 2 事業場の名称及び所在地
（国）197号八西トンネル建設工事
大成建設・鉄建建設・西田興産共同企業体
西宇和郡保内町喜木1番耕地186-1
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 パッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり25立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後28日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続使用	
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 3,000
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 4.5	

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
 - (1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後28日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	沈殿槽		
処理施設の構造	鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 5メートル 横 1.75メートル 高さ 1.5メートル		
処理施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	断 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	3時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 3,000	通常 200 最大 300
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 1.0	通常 0.04 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 4.5	通常 3 最大 4.5	通常 3 最大 4.5

備考 処理後の汚水等は、全量再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後28日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理 + 化学処理		
処理施設の型式	凝集沈殿 + pH調整		

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 6メートル 横 20メートル 高さ 4.817メートル		
処理施設の能力	1時間当たり60立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 1.0	通常 0.04 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,150 最大 1,440	通常 1,150 最大 1,440	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,150 最大 1,440	

○愛媛県告示第66号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指 定 日 年 月 日
2594	佐藤英光	さとう耳鼻咽喉科クリニック	温泉郡重信町志津川甲1560-1	平成14.12.2
2595	医療法人三寿会	あべ医院	北宇和郡津島町岩松甲823	平成15.1.6
2596	医療法人松本整形外科	松本整形外科医院	西条市神拝甲498-2	平成15.1.6
2597	医療法人白岡整形外科	白岡整形外科	温泉郡川内町大字北方甲2880-1	平成15.1.6
2598	医療法人ひらた耳鼻咽喉科	ひらた耳鼻咽喉科	新居浜市中村松木一丁目12-6	平成15.1.6
2599	医療法人朝倉診療所	朝倉内科循環器科クリニック	越智郡朝倉村大字朝倉下甲452-1	平成15.1.6
2600	井戸英司	井戸内科・消化器科	今治市蔵敷町一丁目15-6	平成15.1.6
10585	株式会社平野	平野あさくら薬局	越智郡朝倉村大字朝倉下甲452-3	平成14.11.1
10586	有限会社カナダイメディカル	今治けんこう薬局	今治市常盤町五丁目3-39	平成14.11.1
10587	芝 昭	芝 薬 局	北宇和郡広見町大字近永961	平成14.11.15
10588	株式会社束予薬局	株式会社束予薬局	新居浜市高田一丁目1-62	平成14.12.2
10589	西日本たんぼば薬局株式会社	たんぼば薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目1-5	平成14.12.2
10590	有限会社真成堂	真成堂ニューセンチュリー薬局	西条市玉津583-5	平成14.12.2

○愛媛県告示第67号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 日 年 月 日
2122	篠原内科外科耳鼻科	篠原医院	西条市大町520-8	平成14.11.1
2581	秋山整形外科・歯科	秋山整形外科	今治市桜井二丁目3-1	平成14.12.16

○愛媛県告示第68号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
1141	医療法人 朝倉診療所	朝倉診療所	越智郡朝倉村大字 朝倉北甲302	平成 14.10.31
10542	坂上讓二	真成堂ニューセ ンチュリー薬局	西条市玉津583 - 5	平成 14.10.31
10556	井上博克	東予薬局	新居浜市高田一丁 目1 - 62	平成 14.10.31
2507	松本周一	松本整形外科医 院	西条市神拝甲498 - 2	平成 14.11.30
2520	阿部好伸	あべ医院	北宇和郡津島町岩 松甲823	平成 14.11.30
2552	平田義成	ひらた耳鼻咽喉 科	新居浜市中村松木 一丁目12 - 6	平成 14.11.30
2553	白岡格	白岡整形外科	温泉郡川内町大字 北方甲2880 - 1	平成 14.11.30

○愛媛県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小河谷地区）の施行を平成15年1月7日認可した。
平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・馬淵新田地区）の施行を平成15年1月7日認可した。
平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・蔵の内東地区）の施行を平成15年1月7日認可した。
平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・又野東地区）の施行を平成15年1月7日認可した。
平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、越智郡朝倉村大字古谷地域に係る県営土地改良事業

計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・多伎地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年1月20日から2月17日まで
- 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・耳地地区）の施行に平成15年1月7日同意した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・後谷地区）の施行に平成15年1月7日同意した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長瀬地区）の施行に平成15年1月7日同意した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・道野尾地区）の施行に平成15年1月7日同意した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内海村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柏地区）の施行に平成15年1月7日同意した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第79号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・周智森地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・周智森地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月20日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第80号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月20日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第81号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・堂野窪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・堂野窪地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月20日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

○愛媛県告示第82号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・前石地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・前石地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月20日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第83号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二間市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二間市地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月20日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
温泉郡中島町大字神浦3591の3（次の図に示す部分に限る。）、3536の7、3537の5
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び中島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字田野上方987番1から 同大字甲1059番5まで	平成15年 1月17日
"	"	東予市玉之江718番3から 同市玉之江713番2まで	"

○愛媛県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字牛追川サコ庚852番9から 同町大字長谷字横山甲93番2地先まで	平成14年 1月17日

○愛媛県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川2774番3地先から 同大字3007番地先まで	旧	メートル 6.0~32.3	キロメートル 0.425	
			新	10.1~34.7	0.425	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川3349番地先から 同大字3348番1地先まで	旧	7.9~48.2	0.115	
			新	10.1~51.1	0.115	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川3348番2地先から 同大字3369番地先まで	旧	12.2~23.5	0.317	
			新	13.9~23.9	0.317	

○愛媛県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川2774番3地先から 同大字3002番地先まで	平成15年 1月17日

〃	〃	喜多郡肱川町大字宇和川3006番地先から 同大字3007番地先まで	〃
〃	〃	喜多郡肱川町大字宇和川3349番地先から 同大字3348番1地先まで	〃
〃	〃	喜多郡肱川町大字宇和川3348番2地先から 同大字3369番地先まで	〃

○愛媛県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒1853番1地先から 同大字1847番1地先まで	旧	メートル 4.4～8.0	キロメートル 0.336	
			新	5.0～25.0	0.342	

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒1853番1地先から 同大字1847番1地先まで	平成15年1月17日

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡御荘町平城4340番地先から 同町平城4348番3地先まで	旧	メートル 4.0～8.5	キロメートル 0.089	
			新	7.5～19.7	0.089	

○愛媛県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡御荘町平城4340番地先から 同町平城4348番3地先まで	平成15年 1月17日

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画公園4・4・3城山公園ほか3公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
今局建（開）第9号 平成14年12月16日	越智郡大西町大字宮脇甲1588番3、甲1590番1及び甲1594番3	越智郡大西町大字大井浜154番地10 株式会社 大西シャーリング 代表取締役 木 村 晃
松局建（開）第21号 平成14年12月16日	北条市下難波字上部甲696番2	今治市桜井二丁目6番70号 森 本 栄 次
松局建（開）第22号 平成14年12月18日	北条市中西外字久保722番1	北条市中西外683番地2 小 山 誠 一 小 山 加 織
西局建（開）第24号 平成14年12月20日	西条市下島山字岡寺新開甲1400番1、甲1401番1、甲1402番1、甲1403番2及び甲1402番1地先水路・農道	新居浜市久保田町三丁目9番20号 白石建設工業株式会社 代表取締役 丸 岡 敏 明
松局伊土検（開）第49号 平成14年12月20日	伊予郡松前町大字恵久美字経田339番4	松山市朝日ヶ丘二丁目4番19号 朝日ヶ丘郵政宿舍A-303 大 政 秀 之
松局伊土検（開）第50号 平成14年12月20日	伊予市下三谷字小谷1699番4	伊予市下三谷1569番地 徳 本 彰
松局伊土検（開）第51号 平成14年12月24日	伊予市上吾川字松本甲161番1	兵庫県姫路市網干区浜田867番地14 那 波 佐 代 子
西局建（開）第25号 平成14年12月26日	西条市飯岡字大榎3727番6	大阪府枚方市中宮西之町17番25-202号 田 中 英 男
松局伊土検（開）第52号 平成14年12月26日	伊予郡松前町大字南黒田字下岸田69番5	伊予郡松前町大字南黒田151番地 岡 井 剛 太 郎

宇局御（開）第2号 平成14年12月27日	南宇和郡城辺町乙297番1、乙337番2、乙338番1、乙339番1及び乙340番1	愛媛県宇和島市寄松甲1109番地1 株式会社 セレモニーライフ宇和島 代表取締役 清水俊三
--------------------------	--	---

○愛媛県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から
平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

（中央排水区）

松山市

保免中二丁目、南江戸四丁目、生石町、朝生田町六丁目、朝生田町七丁目

（西部排水区）

松山市

西垣生町、別府町、大可賀三丁目、神田町、三杉町、南吉田町

（北部排水区）

松山市

堀江戸、和気町二丁目、勝岡町、太山寺町、和気町一丁目

(2) 使用の部分

（中央排水区）

松山市

南江戸四丁目から小坂五丁目までの区間内、生石町から和泉北一丁目までの区間内、土居田町から保免中二丁目までの区間内、保免中二丁目から古川西一丁目までの区間内

（西部排水区）

松山市

南吉田町から東垣生町までの区間内、東垣生町から南吉田町までの区間内、南吉田町から北吉田町までの区間内、北吉田町から別府町までの区間内、別府町から大可賀三丁目までの区間内

（北部排水区）

松山市

和気町二丁目から和気町一丁目までの区間内、和気町一丁目

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月17日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年1月8日	特定非営利活動法人 エンジョイスports ジョーアップ	福泉康夫	今治市上徳甲610番地2号	この法人は、幼児、児童から高齢者までの幅広い年齢層の人々に対して、健康づくり、体力づくりの為の具体的な運動指導（個別指導、集団指導、出張指導、企画運営）を行い、幅広い地域の住民の方々の健康維持増進に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 971

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年1月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1 越智郡の項の次に次のように加える。

松山市	東川町乙44番地7	動物愛護センター	1級
-----	-----------	----------	----

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の特勤勤務手当等に関する規則別表第1の規定は、平成14年12月1日から適用する。

雑 報

○公示送達

愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1688番9及び同番10の土地登記簿名義人（ただし、土地登記簿上の住所 愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1236番地） 岡田 マツエ

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成15年 1 月30日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成15年 1月17日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆 三

平成14年12月18日付け裁決書

○公 告

平成14年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成15年 1月17日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 砂子田 隆

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3810002	3810077	3810166	3810347
3810003	3810080	3810168	3810352
3810009	3810081	3810169	3810361
3810011	3810087	3810180	3810388
3810024	3810094	3810181	3810412
3810028	3810095	3810199	3810416
3810034	3810096	3810201	3810417
3810035	3810098	3810220	3810418
3810036	3810107	3810222	3810426
3810038	3810108	3810229	3810457
3810042	3810110	3810259	3810489
3810044	3810111	3810268	3810493
3810046	3810116	3810270	3810498
3810048	3810119	3810280	3810504
3810053	3810124	3810281	3810516
3810055	3810138	3810285	3810595
3810058	3810140	3810311	3810616

3810061	3810148	3810318	3810638
3810062	3810149	3810323	3810639
3810066	3810153	3810328	3810677
3810067	3810157	3810338	3810696
3810075	3810160	3810342	3810725
3810076	3810163	3810344	

任 免 辞 令

○任免辞令

12月31日

愛媛県技術吏員 岐本 博紀
願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

12月31日

愛媛県技術吏員 高橋 靖絵
同 白石 祥子
同 鈴木 美紀

願により本職を免ずる（各通）

愛媛県技術吏員 宮本 佳人
同 太宰 康伸

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）
（各通）

1月 1日

丸山 純

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立伊予三島病院耳鼻いんこう科医長を命ずる

（県立中央病院）

多 菊 真 紀

（同）

鎌 田 万 里

（県立今治病院）

松 村 聡 美

（同）

三 好 麻 友 美

（県立伊予三島病院）

篠 原 弘 子

（県立南宇和病院）

鶴 井 千 恵

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（三）2級を命ずる

技師を命ずる

（頭書）勤務を命ずる（各通）

--	--